

奈良市公報

号 外 第 27 号

平成 17年 11月 25日印刷発行

発行所 奈 良 市 役 所

発行人 奈 良 市 長

編集人 総 務 課 長

印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

条 例

○奈良市地域振興基金条例	1
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例	2
○奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	3
○奈良市火災予防条例の一部を改正する条例	3
○奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例	12
○奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例	13
○奈良市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例	14
○奈良市母子福祉センター条例の一部を改正する条例	14
○奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例	15
○奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例	16
○奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例	16
○奈良市総合医療検査センター条例の一部を改正する条例	17
○奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例	17
○奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例	18
○奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例	18
○奈良市音声館条例の一部を改正する条例	19
○奈良市ならまち振興館条例の一部を改正する条例	20
○奈良市名勝大乗院庭園文化館条例の一部を改正する条例	20
○なら 100年会館条例の一部を改正する条例	21
○奈良市杉岡華邨書道美術館条例の一部を改正する条例	22
○奈良市西部会館市民ホール条例の一部を改正する条例	22
○奈良市美術館条例の一部を改正する条例	23
○奈良市都祁交流センター条例の一部を改正する条例	24
○奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例	25
○奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例	25
○奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	25
○奈良市柳生の里観光施設条例の一部を改正する条例	26
○奈良市観光センター条例の一部を改正する条例	26
○奈良市ならまち格子の家条例の一部を改正する条例	27
○奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例	27
○なら奈良館条例の一部を改正する条例	28
○奈良市針テラス情報館条例の一部を改正する条例	28
○奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例	29

○奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例	30
○奈良マーチャントシードセンター条例の一部を改正する条例	30
○なら工芸館条例の一部を改正する条例	31
○奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例	32
○奈良市農産物加工センター条例の一部を改正する条例	32
○奈良市伝統的家屋交流施設条例の一部を改正する条例	32
○奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例の一部を改正する条例	33
○奈良市防災センター条例の一部を改正する条例	33
○奈良市公民館条例の一部を改正する条例	34
○奈良市青年の家交楽館条例の一部を改正する条例	35
○奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例	36
○奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	36
○奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例	38
○奈良市文化財保存公開施設条例の一部を改正する条例	39
○奈良市墓地条例の一部を改正する条例	39
○奈良市納骨堂条例の一部を改正する条例	39
○奈良市児童遊園条例の一部を改正する条例	39
○奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例	39
○奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例	40
○奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	41
○奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	41
○奈良市北部会館条例の一部を改正する条例	41
○奈良市グリーンホール条例の一部を改正する条例	42
○奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	42

条 例

奈良市地域振興基金条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 81号

奈良市地域振興基金条例
(設 置)

第 1 条 本市における市民の連帯の強化、地域振興等に要

する経費の財源に充てるため、奈良市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てるものとする。

2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17年 9月 30日 掲 示 済）

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 82号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12年奈良市条例第 4号）の一部を次のように改正する。

別表第 60項の次に次のように加える。

60 の2	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	建築基準法第5条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	建築物の敷地の数が2である場合	1件につき 78,000円
			建築物の敷地の数が3以上である場合	1件につき 78,000円に2を超える建築物の敷地の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額
60 の3	特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	建築基準法第5条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査		1件につき 6,400円に指定した建築物の敷地の数に 12,000円を乗じて得た額を加算した額
60 の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第5条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円

別表第 65項を次のように改める。

65	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	建築基準法第6条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
----	-----------------------------------	--	-------------------

別表第 65項の次に次のように加える。

65 の2	特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法第6条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
65 の3	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	建築基準法第6条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
65 の4	景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
65	景観地区内における建築物の	建築基準法第68条第2項第2号の規定に基づ	1件につき

の 5	壁面の位置の特例許可申請手数料	く建築物の壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
6 5 の 6	景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	建築基準法第 68条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	1 件につき 160,000円
6 5 の 7	景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法第 68条第 5 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000円

別表第 72項中 「総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料」を「一団地の 1 の建築物又は総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料」に、「複数建築物」を「1 の建築物又は 2 以上の建築物」に、「建築物の数が 2 」を「建築物の数が 2 以下」に改め、同表第 73の 2 項中 「総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料」を「一団地の 1 の建築物又は総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料」に、「複数建築物」を「1 の建築物又は 2 以上の建築物」に、「建築物の数が 2 」を「建築物の数が 2 以下」に改め、同表第 74項中 「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」に、「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物を」を「敷地内認定建築物を」に改め、同表第 74の 2 項中 「同一敷地内認定建

築物以外の広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」を「敷地内認定建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」に、「基づく同一敷地内認定建築物」を「基づく敷地内認定建築物」に、「同一敷地内認定建築物を」を「敷地内認定建築物を」に改め、同表第 74の 3 項中 「同一敷地内許可建築物以外の広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」を「敷地内許可建築物以外の区域内に広い空地を有する建築物の建築許可申請手数料」に、「基づく同一敷地内許可建築物」を「基づく敷地内許可建築物」に、「同一敷地内許可建築物を」を「敷地内許可建築物を」に改め、同表第 75項中 「複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料」を「建築物の認定又は許可の取消し申請手数料」に、「基づく複数建築物」を「基づく建築物」に改め、同表第 76項の次に次のように加える。

7 6 の 2	1 の既存不適格建築物の増築等を含む工事を 2 以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	建築基準法第 86条の 8 第 1 項の規定に基づく 1 の既存不適格建築物の増築等を含む工事を 2 以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査	1 件につき 27,000円
7 6 の 3	1 の既存不適格建築物の増築等を含む工事を 2 以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	建築基準法第 86条の 8 第 3 項の規定に基づく 1 の既存不適格建築物の増築等を含む工事を 2 以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対する審査	1 件につき 27,000円
7 6 の 4	予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49号）第 116条第 1 項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例の許可に関する申請に対する審査	1 件につき 160,000円

附 則

この条例は、平成 17年 10月 1 日から施行する。
(平成 17年 9 月 30日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 83号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41年奈良市条例第 13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「第 34条」を「第 45条」に改める。

第 2 条中 「第 17条」を「第 24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17年 9 月 30日揭示済)

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 84号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

第 1 条 奈良市火災予防条例（昭和 37年奈良市条例第 12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「石綿」を削る。

第 30条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第 32条の 5 第 1 号中「アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等」を「エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料」に改め、同条第 7 号を次のように改める。

(7) タンクの周囲に 2 箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第 61条第 2 号中「から第 32条の 7 まで」を削る。

別表第 8 備考第 7 号中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 2 条 奈良市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(燃料電池発電設備)

第 9 条の 3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項、第 18条の 2 並びに第 56条第 10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 18号（ウ、ス及びセを除く。）、第 20号及び第 22号並びに第 2 項第 1 号、第 12条第 1 項（第 7 号を除く。）並びに第 13条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第 4 項において同じ。）であつて出力 10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 18号（ウ、ス及びセを除く。）、第 20号及び第 22号並びに第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 12条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 10号並びに第 13条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管

理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10号、第 18号（ウ、ス及びセを除く。）、第 20号及び第 22号並びに第 2 項第 1 号並びに第 12条第 1 項第 3 号の 2 及び第 5 号から第 10号まで（第 7 号を除く。）並びに第 2 項並びに第 13条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力 10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 10号、第 18号（ウ、ス及びセを除く。）、第 20号及び第 22号並びに第 2 項第 1 号及び第 4 号、第 12条第 1 項第 8 号及び第 10号並びに第 13条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 51号）第 30条及び第 34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52号）第 44条の規定の例による。

第 13条の見出しを「内燃機関を原動力とする発電設備」に改め、同条中「による」を「を原動力とする」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力 10キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が 0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）及び第 22号、前条第 1 項第 7 号、第 8 号及び第 10号並びに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。この場合において、第 3 条第 1 項第 18号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

- (1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
- (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第 27条の規定の例による。

第 18条の 2 第 1 項中「火を使用する設備」の次に「燃料電池発電設備を除く。」を加え、第 2 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 2 号とし、第 8 号を第 3 号と

し、第 9 号を第 4 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項の規定を準用する。

第 18 条の 2 第 2 項及び第 3 項を削る。

第 56 条第 10 号を次のように改める。

- (10) 燃料電池発電設備（第 9 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）

第 56 条中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 13 条第 4 項に定めるものを除く。）

第 3 条 奈良市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「貯蔵及び取扱いの技術上の基準」を「貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に、「危険物の貯蔵及び取扱いの基準」を「危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に、「基準（第 34 条・第 35 条）」を「技術上の基準等（第 34 条 - 第 35 条の 2）」に、「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

第 1 条中「取扱いの基準」を「取扱いの基準等」に改める。

第 3 条第 4 項中「第 32 条の 4 第 1 号」を「第 32 条の 4 第 2 項第 1 号」に改める。

第 28 条中「危険物」の次に「その他これに類する物品」を加え、「第 32 条の 2 第 1 号、第 11 号から第 19 号まで及び第 21 号から第 26 号まで並びに第 32 条の 4 第 11 号」を「第 32 条の 2 第 1 項第 2 号から第 16 号まで及び第 2 項第 1 号並びに第 32 条の 4 第 1 項」に改める。

第 4 章の章名及び同章第 1 節の節名を次のように改める。

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 32 条の前の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条中「取扱い」の次に「並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備」を加える。

第 32 条の 2 中第 1 号から第 9 号までを削り、第 10 号を第 1 号とし、第 11 号から第 18 号までを 9 号ずつ繰り上げ、第 19 号及び第 20 号を削り、第 21 号を第 10 号とし、第 22 号から第 26 号までを 11 号ずつ繰り上げ、同条に次の 2 号を加える。

- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第 3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器

（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定の例による表示をすること。

- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートル（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4 メートル）を超えて積み重ねないこと。

第 32 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴つて温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

- (8) 危険物を取り扱うにあつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1. 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行つたとき漏れいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏れいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏れいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第 32条の 3 第 2 項を削り、同条第 1 項中「場合」を「場所の位置、構造及び設備」に改め、同条第 1 号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 3 号中「造るとともに、高さ 6 メートルを超えて容器を貯蔵しないこと」を「造ること」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。
第 32条の 3 の次に次の 1 条を加える。

第 32条の 3 の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第 32条の 4 中「〔地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。〕」を「の位置、構造及び設備」に改め、第 11号を削り、第 12号を第 11号とし、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第 32条の 5 中「技術上の基準は、前条第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 11号」を「位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第 32条の 6 中「第 32条の 4 第 3 号及び第 11号」を「第 32条の 4 第 1 項」に改め、第 1 号から第 11号までを削り、第 12号を第 1 号とし、第 13号から第 15号までを 11号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 項を加える。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第 32条の 4 第 2 項第 3 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
- (2) タンクは、厚さ 3. ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては 70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1. 倍の圧力で、それぞれ 10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
- (4) 常用圧力が 20キロパスカル以下のタンクにあつては 20キロパスカルを超え 24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が 20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の 1. 倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に 4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ 3. ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第 4 号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が 2,000リットル以上のものにあつては、厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ 3.5 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第 32条の 8 中 「第 32条の 6 までの」の次に 「位置、構造及び設備の」を加える。

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準」を
第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に改める。

第 34条の見出し中 「基準」を 「技術上の基準等」に改め、同条第 1 項中 「備考第 5 号」を 「備考第 6 号」に、「備考第 7 号」を 「備考第 8 号」に改め、第 1 号及び第 2 号を削り、同項第 3 号ア中 「備考第 5 号エ」を 「備考第 6 号エ」に、「危険物が」を 「可燃性液体類等が」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 4 号中 「備考第 5 号エ」を 「備考第 6 号エ」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項中第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下 「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第 8 に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類にあつては 1 メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1 以上 20未満	1 メートル以上
	20以上 200未満	2 メートル以上
	200以上	3 メートル以上
その他の場合	1 以上 20未満	1 メートル以上
	20以上 200未満	3 メートル以上
	200以上	5 メートル以上

- (2) 別表第 8 で定める数量の 20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル（別表第 8 で定める数量の 200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

第 34条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第 31条から第 32条の 8 まで（第 32条の 2 第 1 項第 16号及び第 17号、第 32条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 32条の 7 を除く。）の規定を準用する。

第 35条の見出し中 「基準」を 「技術上の基準等」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

- (5) 再生資源燃料（別表第 8 備考第 5 号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によつて発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下 「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3 日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう 5 メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

第 35条第 6 号及び第 7 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第 8 備考第 9 号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1 集積単位の面積が 200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第 7 号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が 50平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 50平方メートルを超え 200平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
- ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が 100平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 100平方メートルを超え 300平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上
(3)	面積が 300平方メートルを超え 500平方メートル以下の集積単位相互間	3 メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル（別表第 8 で定める数量の 20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地进行を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯

蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第 8 に定める数量の 100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

- (4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第 8 で定める数量の 100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第 35条の 2 中 「この章の規定による貯蔵及び取扱い」の次に「並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備」を加え、第 4 章第 3 節中同条を第 35条の 3 とし、同章第 2 節中第 35条の次に次の 1 条を加える。

第 35条の 2 別表第 8 で定める数量の 100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前 2 条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第 58条第 1 項中 「5 分の 1 以上」の次に「個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上）」を加え、「可燃性固体類等」を「再生資源燃料、可燃性固体類等」に改める。

別表第 8 中 「第 35条」の次に「、第 35条の 2 」を加え、同表わら類の項の次に次のように加える。

再 生 資 源 燃 料	1,000
-------------	-------

別表第 8 備考中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

第 4 条 奈良市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 節 火災に関する警報の発令中における火

の使用の制限（第 30条）」を
「第 4 節 火災に関する警報の発令中における火
の使用制限（第 30条）」
第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関 する基準等（第 30条の 2 - 第 30条の 7）」
改める。
第 1 条中 「第 9 条の 3」を 「第 9 条の 2 の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等、法第 9 条の 4」に改める。
第 3 章の次に次の 1 章を加える。
第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
（住宅用防災機器）
第 30条の 2 住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第 30条の 4 に定める基準に従つて、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。
(1) 住宅用防災警報器（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
(2) 住宅用防災報知設備（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）
（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）
第 30条の 3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第 1 (5) 項口に掲げる防火対象物又は(6) 項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつばら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けなければならない。
(1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。第 4 号及び第 5 号において同じ。）
(2) 前号に掲げる住宅の部分がある階（避難階（建築基準法施行令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分がある階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から下方に数えた階数が 2 である階に直上階から通ずる階段の下端 当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に

掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室がある最上階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
(5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が 7 平方メートル以上である居室が 5 以上ある階（以下この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
ア 廊下
イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端
2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けなければならない。
(1) 壁又ははりから 0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
(2) 天井から下方 0.15メートル以上 0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹き出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。
4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 2 条第 4 号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。）
第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 3 号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。
6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

らない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 5 号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第 30 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器は、前条第 2 項及び第 3 項に定める位置に設けなければならない。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 1 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 1 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験

に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

- (2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。

- (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

- (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

- (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

- (6) 前条第 6 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号の規定は感知器について、同項第 2 号から第 4 号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

（設置の免除）

第 30 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」

という。)を設置しないことができる。

(1) 第 30条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で作動時間が 60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2) 第 30条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第 21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(基準の特例)

第 30条の 6 第 30条の 2 から第 30条の 4 までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第 30条の 7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第 30条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第 31条中「第 9 条の 3」を「第 9 条の 4」に改める。

第 5 条 奈良市火災予防条例の一部を次のように改正する。
第 30条の 5 に次の 3 号を加える。

(3) 第 30条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 17 年総務省令第 40 号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第 3 条第 2 項第 2 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(4) 第 30条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 2 項第 3 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(5) 第 30条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住

宅等省令第 3 条第 2 項第 4 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条、次項及び附則第 13 項の規定 公布の日

(2) 第 2 条及び附則第 3 項から第 5 項までの規定 平成 17 年 10 月 1 日

(3) 第 3 条及び附則第 6 項から第 11 項までの規定 平成 17 年 12 月 1 日

(4) 第 4 条及び附則第 12 項の規定 平成 18 年 6 月 1 日

(5) 第 5 条の規定 平成 19 年 4 月 1 日

(地下タンクに関する経過措置)

2 この条例の公布の際現に存する指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、第 1 条の規定による改正後の奈良市火災予防条例第 32 条の 5 第 1 号(同条例第 3 条第 4 項(同条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条、第 9 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。)に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(燃料電池発電設備に関する経過措置)

3 第 2 条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、同条の規定による改正後の奈良市火災予防条例第 9 条の 3 の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(内燃機関を原動力とする発電設備に関する経過措置)

4 第 2 条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、同条の規定による改正後の奈良市火災予防条例第 13 条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

(火を使用する設備に付属する煙突に関する経過措置)

5 第 2 条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に付属する煙突のうち、同条の規定による改正後の奈良市火災予防条例第 18 条の 2 の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

(廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設等に関する経過措置)

6 第 3 条の規定の施行の際、現に存する廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに適合する場合に限り、当分の間、同条の規定による改正後の奈良市火災予防条例(附則第 11 項までにおいて「新条例」という。)第 35 条第 1 項第

5号ウの規定は、適用しない。

- (1) 5メートル以下の適切な高さを超えることとなるものは、施設の保安確保のために必要な最小限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね2箇月以内の期間であること。

- (2) 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止対策が講じられていること。

7 第3条の規定の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第35条第2項第3号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号イの規定は、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。

8 第3条の規定の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第35条第2項第3号ウ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 第3条の規定の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第35条第2項第4号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、平成19年11月30日までの間は、これを適用しない。

10 第3条の規定の施行の際、現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第58条の規定の適用については、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは、平成17年12月31日まで」とする。

（検討）

11 新条例第35条第1項第5号ウに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。（住宅用防災警報器等に関する経過措置）

12 第4条の規定の施行の際、現に存する住宅（同条の規定による改正後の奈良市火災予防条例第30条の2に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備（以下この項において「住宅用防災警報器等」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が同条例第30条の2から第30条の5までの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成21年5月31日までの間、これらの規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

13 この条例の公布の日前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

（平成17年9月30日揭示済）

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第85号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の公の施設における地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募の告示等）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を公募により指定しようとするときは、その旨を告示するとともに、次に掲げる事項を市の広報紙又はホームページにより公表するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地及び概要
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定予定期間
 - (4) 指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費及び利用料金に関する事項
 - (5) 指定管理者の指定申請を行うことができる団体の資格
 - (6) 第4条第1項に規定する指定候補者の選定の基準及び方法
 - (7) 指定管理者の指定申請の方法
 - (8) その他市長等が必要と認める事項
- （指定申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 管理の業務の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 団体の財務の状況及び活動の内容を明らかにすることのできる書類
- (4) その他市長等が必要と認める書類

（選定の基準及び方法）

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮した上、公の施設の管理を行わせるのに最も適当であると認めた団体を指定候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者

に指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書及び収支予算書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長等は、前項の規定に基づく指定に際し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。
(指定管理者選定委員会)

第5条 前条第1項の規定による指定候補者の選定について審査するため、奈良市指定管理者選定委員会を設置する。

2 前項の委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長等が定める。
(協定の締結)

第6条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。
(秘密保持及び個人情報の保護)

第7条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、奈良市個人情報保護条例(平成13年奈良市条例第55号)第11条に規定するところにより個人情報を適切に管理しなければならない。
(市長等による管理)

第8条 市長等は、次のいずれかに該当するときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- (1) 第3条第1項の規定による申請がなかったとき又は同項の規定による申請を行った団体のいずれかが第4条第1項各号に掲げる基準を満たさなかったとき。
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (3) 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成17年9月30日揭示済)

奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 86号

奈良市都祁福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市都祁福祉センター条例(平成17年奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定管理者)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。
第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第4条の2 センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 多目的施設及び入浴施設以外の施設については、午前9時から午後5時まで。ただし、6月1日から9月30日までの間(以下「夏期間」という。)は、午前9時から午後9時まで
- (2) 多目的施設については、午前9時から午後5時まで。ただし、夏期間は、午前9時から午後8時まで
- (3) 入浴施設については、午前11時から午後4時(入場は午後3時30分)まで。ただし、夏期間は、午前11時から午後8時(入場は午後7時30分)まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は入場時間を変更することができる。

(休館日)

第4条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日の翌日(その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。)
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで。ただし、入浴施設は、12月29日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に施設の全部若しくは一部を休館し、若しくは開館することができる。

第5条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「施設又は附属設備(以下「施設等」という。)」

を「施設等」に改める。

第 6 条第 1 項及び同項第 4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 13 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った都祁福祉センターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った都祁福祉センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 87 号

奈良市ボランティアセンター条例の一部を改正する
条例

奈良市ボランティアセンター条例(平成 6 年奈良市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的及び設置)

第 1 条 市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有するもの(以下「市民活動」という。)を促進し、もって市民の福祉の向上に資するため、ボランティアセンター(以下「センター」という。)を設置する。

第 2 条の次に次の 4 条を加える。

(事業)

第 2 条の 2 センターにおいては、市民活動に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 講座等の開催に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 団体、グループ等の活動の場の提供に関すること。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第 2 条の 3 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備(以下「施設等」とい

う。)の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

(開館時間)

第 2 条の 4 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 2 条の 5 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第 3 日曜日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 3 条の見出しを【使用の承認】に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 4 条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 5 条の見出しを【使用の承認の取消し等】に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用の許可」を「使用の承認」に改め、同条第 2 号中「使用許可」を「使用承認」に改める。

第 7 条第 1 号中「許可」を「承認」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 喫煙しないこと。

第 7 条中第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「施設及び附属設備」を「施設等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定の場所以外で火気を使用しないこと。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 88号

奈良市母子福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市母子福祉センター条例（昭和 46年奈良市条例第 4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 4 条を加える。

（事業）

第 2 条の 2 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 母子家庭の身上及び生活相談に関すること。
- (2) 母子家庭の教養向上のための講座の開催に関すること。
- (3) 母子家庭の体力づくりの指導に関すること。
- (4) 母子家庭のグループ活動の育成指導に関すること。
- (5) 母子家庭の職業相談に関すること。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者）

第 2 条の 3 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

（開館時間）

第 2 条の 4 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 2 条の 5 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12月 29日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 3 条中「許可」を「承認」に改める。

第 3 条の 2 の見出しを「使用承認」に改め、同条中「市長の許可」を「指定管理者の承認」に改める。

第 4 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 号中「行なう」を「行う」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成 17年 9 月 30日揭示済）

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 89号

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例

奈良市老人憩の家条例（昭和 47年奈良市条例第 55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（事業）

第 2 条の 2 憩の家において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 老人の教養向上のための講座の開催に関すること。
- (2) レクリエーション、趣味活動等の指導促進に関すること。
- (3) 老人の健康相談及び身上相談に関すること。
- (4) 万年青年クラブ活動の指導育成に関すること。
- (5) その他憩の家の設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者）

第 2 条の 3 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる憩の家の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、憩の家を管理しなければならない。

（利用時間及び休館日）

第 2 条の 4 憩の家の利用時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

第 3 条から第 4 条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が行った老人憩の家の利用承認及び市長に対して行われた当該利用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った老人憩の家の利用承認及び指定管理者に対して行われた当該利用承認の申請とみなす。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 90号

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例

奈良市老人軽作業場条例(昭和 48年奈良市条例第 8号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者)

第 2 条の 2 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる作業場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 作業場の利用に関すること。
- (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

- 2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、作業場を管理しなければならない。

(休業日及び利用時間)

第 2 条の 3 作業場の休業日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休業日及び利用時間を変更し、又は臨時に休業し、若しくは開業することができる。

- (1) 休業日 国民の祝日、日曜日及び 12月 29日から翌年 1月 5日まで

- (2) 利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで

第 4 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 91号

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所設置条例(昭和 24年奈良市条例第 27号)の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして【設置】を付する。

第 4 条に見出しとして【委任】を付し、同条を第 6 条

とする。

第 3 条を削る。

第 2 条に見出しとして【職員】を付し、同条を第 5 条とし、第 1 条の次に次の 3 条を加える。

(業務の範囲)

第 2 条 診療所においては、次の業務を行うものとする。

- (1) 診療に関すること。
- (2) 健康診断及び健康相談に関すること。
- (3) 予防接種等公衆保健衛生に関すること。
- (4) その他前 3 号に関連すること。

(指定管理者)

第 3 条 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する業務の実施に関すること。
- (2) 診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、診療所を管理しなければならない。

(診療時間等)

第 4 条 診療所の診療時間は、別表のとおりとする。

2 診療所の休診日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所にあつては土曜日を除き、奈良市立都祁診療所にあつては毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日を除く。)

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号)に規定する休日

- (3) 12月 29日から翌年 1月 3日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、奈良市立奈良診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、又は休診日であつても診療を行うことができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、又は休診日であつても診療を行うことができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 4 条関係)

診 療 所 名	診 療 時 間
奈良市立奈良診療所	午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで
奈良市立柳生診療所	(1) 月曜日 午前 9 時から午後 4 時まで

	(2) 火曜日から木曜日まで 午前 9 時 30分から午後 4 時まで (3) 金曜日 午前 9 時 30分から午後 3 時まで (4) 土曜日 午前 9 時 30分から正午まで
奈良市立田原診療所	(1) 月曜日、水曜日及び金曜日 午前 9 時 30分から午後 3 時まで (2) 火曜日 午前 9 時 30分から正午まで (3) 木曜日 午前 9 時 30分から午後 3 時まで及び午後 4 時から午後 7 時まで (4) 土曜日 午前 9 時 30分から正午まで
奈良市立月ヶ瀬診療所	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時 30分から午後 4 時まで
奈良市立都祁診療所	午前 9 時から正午まで並びに月曜日、水曜日及び金曜日の午後 5 時から午後 7 時まで

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。
(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正)
- 奈良市立診療所諸料金条例 (昭和 24年奈良市条例第 28号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 2 号中 奈良市立診療所設置条例 (昭和 24年奈良市条例第 27号) 第 3 条の規定により社団法人奈良市医師会 (以下 「管理受託者」という。) に管理を委託する」を削る。

第 2 条第 2 項中 「管理受託者に」を 奈良市立診療所設置条例 (昭和 24年奈良市条例第 27号) 第 3 条第 1 項に規定する指定管理者 (以下 「指定管理者」という。) に」に、「管理受託者の」を 指定管理者の」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項中 「管理受託者」を 指定管理者」に改める。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市総合医療検査センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 92号

奈良市総合医療検査センター条例の一部を改正する
条例

奈良市総合医療検査センター条例 (平成 7 年奈良市条例

第 37号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 4 条 地方自治法 (昭和 22年法律第 67号) 第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者 (以下 「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する業務の実施に関すること。

(2) センターの施設及び附属設備 (以下 「施設等」という。) の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。
第 4 条の次に次の 2 条を加える。

(開館時間)

第 4 条の 2 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条の 3 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(1) 毎週日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23年法律第 178号) に規定する休日

(3) 12月 29日から翌年 1月 5日まで

第 5 条第 2 項中 「管理受託者」を 指定管理者」に改め、同条第 3 項中 「第 244条の 2 第 4 項」を 「第 244条の 2 第 8 項」に、「管理受託者」を 指定管理者」に改める。

第 6 条中 「管理受託者」を 指定管理者」に改める。

第 8 条第 1 項中 「施設又は附属設備 (以下 「施設等」という。) 」を 「施設等」に改める。

第 10条中 「市長」を 指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 93号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例 (昭和 39年奈良市条例第 20号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22年法律第 67号) 第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる共同浴場の管理に

関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 共同浴場の供用に関すること。
- (2) 共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、共同浴場を管理しなければならない。
第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
(利用時間及び休場日)

第3条 共同浴場の利用時間及び休場日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 94号

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例
奈良市ならまちセンター条例（平成元年奈良市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「事業」に改め、同条第1項を次のように改める。

市民文化ホールにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、講演会等文化の振興に関すること。
- (2) 広く人々が交流する各種会議、集会等の開催に関すること。
- (3) 市民の自主的な文化活動又はふれあいの場の提供に関すること。
- (4) その他市民文化ホールの設置目的を達成するために必要な事業

第5条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第5条の2 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる市民文化ホールの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 市民文化ホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、市民文化ホールを管理しなければならない。

(開館時間等)

第5条の3 市民文化ホール（駐車場を除く。）の開館時

間は、午前9時から午後9時 30分までとする。

2 駐車場の開場時間は、午前8時 30分から午後9時 30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することができる。

(休館日等)

第5条の4 市民文化ホール（駐車場を除く。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12月 28日から翌年 1月 4日まで

2 駐車場の休場日は、12月 29日から翌年 1月 3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館若しくは休場し、若しくは開館若しくは開場することができる。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第8条第1項及び同項第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第13条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第15条中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第18条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第21条を削り、第5章中第22条を第21条とする。

別表の1の表中「16: 00」を「17: 00」に、「17: 00」を「18: 00」に、「21: 00」を「21: 30」に改め、同表備考2中（昭和 23年法律第 178号）を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った市民文化ホールの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った市民文化ホールの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 95号

奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例

奈良市写真美術館条例（平成 4 年奈良市条例第 19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる美術館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 美術館の駐車場（以下 「駐車場」という。）の供用に関すること。
- (4) 美術館の施設及び附属設備（以下 「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、美術館を管理しなければならない。

（開館時間等）

第 3 条の 3 美術館（駐車場を除く。）の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、午後 4 時 30 分以後の入館は認めないものとする。

2 駐車場の開場時間は、午前 9 時 20 分から午後 5 時 10 分までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条の 4 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下 「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12 月 27 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 4 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

第 5 条第 1 項中 「市長の許可」を 「指定管理者の承認」に改め、同条第 2 項中 「許可」を 「承認」に改め、同条第 3 項中 「市長」を 「指定管理者」に、「許可」を 「承認」に改める。

第 6 条の見出しを【展示室の使用の承認】に改め、同条中 「市長」を 「指定管理者」に、「許可」を 「承認」に改め、同条第 2 号中 「施設又は附属設備」を 「施設等」に改める。

第 7 条の見出しを【展示室の使用承認の取消し等】に改め、同条第 1 項中 「市長」を 「指定管理者」に、「使用許可」を 「使用承認」に改め、同項第 2 号中 「許可」を 「承認」に改め、同条第 3 号中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 2 項中 「使用許可」を 「使用承認」に改め、「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 8 条第 1 項中 「許可」を 「承認」に改める。

第 10 条中 「美術館の駐車場（以下 「駐車場」という。）」を 「駐車場」に改める。

第 11 条中 「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 13 条第 1 項第 1 号中 「施設、附属設備」を 「施設等」に改め、同項第 3 号中 「許可」を 「承認」に改め、同条第 2 項中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行った美術館の一般展示室の使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った美術館の一般展示室の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市^{おんじょう}音声館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 96号

奈良市^{おんじょう}音声館条例の一部を改正する条例

奈良市^{おんじょう}音声館条例（平成 6 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 館の施設及び附属設備（以下 「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、館を管理しなければならない。

(開館時間)

第3条の3 館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

(3) 12月26日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「施設又は附属設備(以下「施設等」という。)」を「施設等」に改める。

第6条第1項及び同項第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第11条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第4項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第15条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

別表中「第7条」を「第3条の3・第7条」に改め、同表の1の表備考2中【昭和23年法律第178号】を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った館の使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った館の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成17年9月30日揭示済)

奈良市ならまち振興館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第97号

奈良市ならまち振興館条例の一部を改正する条例

奈良市ならまち振興館条例(平成7年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、館を管理しなければならない。

(開館時間)

第3条の3 館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条第3号中「施設又は附属設備等」を「施設等」に改め、同条第5号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「館の施設又は附属設備等」を「施設等」に改める。

第6条を削る。

第7条中「規則で」を「市長が」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年9月30日揭示済)

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第98号

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例の一部を改正する
条例

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例（平成 8 年奈良市条例
第 13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244
条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関
する業務を同項に規定する指定管理者（以下 指定管理
者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 館の施設及び附属設備（以下 「施設等」という。）
の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め
るところにより、館を管理しなければならない。

（開館時間）

第 3 条の 3 館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時まで
とする。ただし、別表に掲げる施設については、午後 9
時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条の 4 館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23
年法律第 178 号）に規定する休日（以下 「休日」とい
う。）に当たるときは、その日後において、その日に
最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当
たるときを除く。）
- (3) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 4 条の見出しを【使用の承認】に改め、同条第 1 項
中 「市長」を 「指定管理者」に、「許可」を 「承認」に改
め、同条第 2 項中 「市長」を 「指定管理者」に、「許可」
を 「承認」に改める。

第 5 条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中
「市長」を 「指定管理者」に、「許可」を 「承認」に改め、
同条第 2 号中 施設又は附属設備（以下 「施設等」という。）
」を 「施設等」に改める。

第 6 条の見出しを【使用承認の変更等】に改め、同条
第 1 項中 「市長」を 「指定管理者」に、「許可」を 「承認」
に改め、同項第 2 号中 「許可」を 「承認」に改め、同項第
4 号中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 2 項中
「許可」を 「承認」に改め、「市」の次に 「及び指定管理者」
を加える。

第 7 条中 「許可」を 「承認」に改める。

第 13 条第 3 号及び第 4 号中 「許可」を 「承認」に改め
る。

第 14 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

別表中 「第 4 条・第 7 条」を 「第 3 条の 3、第 4 条、第
7 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行った館の使用許可及
び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以
後においては、指定管理者が行った館の使用承認及び指
定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。
（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

なら 100 年会館条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 99 号

なら 100 年会館条例の一部を改正する条例

なら 100 年会館条例（平成 10 年奈良市条例第 16 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244
条の 2 第 3 項の規定に基づき、次の各号に掲げる市民ホー
ルの管理に関する業務を、当該各号に掲げる業務ごとに
市長が指定するもの（以下 「指定管理者」という。）に
行わせるものとする。

(1) 市民ホール（駐車場を除く。）に関する次に掲げる
業務

ア 前条に規定する事業の実施に関すること。

イ 使用承認及び使用制限に関すること。

ウ 施設及び附属設備（以下 「施設等」という。）の
維持管理に関すること。

エ その他市長が定めること。

(2) 駐車場に関する次に掲げる業務

ア 供用に関すること。

イ 施設等の維持管理に関すること。

ウ その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め
るところにより、市民ホールを管理しなければならない。
（開館時間等）

第 3 条の 3 市民ホール（駐車場を除く。次条第 1 項、第
13 条第 1 項、第 14 条及び第 15 条において同じ。）の開
館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、
別表に掲げる施設の使用については、午後 9 時 30 分ま
でとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間を変更することができる。

3 市民ホールの駐車場の入出庫時間については、奈良市
営駐車場条例（平成 9 年奈良市条例第 40号）第 3 条の
3 の規定を準用する。

（休館日）

第 3 条の 4 市民ホールの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23
年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」とい
う。）に当たるときは、その日後において、その日に
最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当
たるときを除く。）

(3) 12月 28日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」に
改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同
項第 2 号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」
を「施設等」に改める。

第 5 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 6 条第 1 項及び同項第 4 号中「市長」を「指定管理者」
に改め、同条第 2 項中「市」の次に「及び指定管理者」を
加える。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」
に改め、同条第 4 項中「市長」の次に「又は指定管理者」
を加える。

第 13 条第 1 項中「（駐車場を除く。次条及び第 15 条にお
いて同じ。）」を削る。

第 15 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 16 条中「（平成 9 年奈良市条例第 40号）」を削り、第
3 条の次に「、第 3 条の 2、第 3 条の 4」を加える。

第 17 条を削り、第 18 条を第 17 条とする。

別表の 1 の表中「第 4 条・第 7 条」を「第 3 条の 3、第
4 条、第 7 条」に、「16: 30」を「17: 00」に、「17: 30」
を「18: 00」に改め、同表備考 3 中「（昭和 23 年法律第 17
8号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行った市民ホールの使
用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、
同日以後においては、指定管理者が行った市民ホールの
使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認
の申請とみなす。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市杉岡華邨書道美術館条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 100 号

奈良市杉岡華邨書道美術館条例の一部を改正する条
例

奈良市杉岡華邨書道美術館条例（平成 12 年奈良市条例
第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244
条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる美術館の管理
に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指
定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 美術館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）
の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め
るところにより、美術館を管理しなければならない。

（開館時間等）

第 3 条の 3 美術館の開館時間は午前 9 時から午後 5 時ま
でとし、美術館の入館時間は午前 9 時から午後 4 時 30
分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間又は入館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条の 4 美術館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23
年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」とい
う。）に当たるときは、その日後において、その日に
最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当
たるときを除く。）

(3) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 4 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15
条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要
綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定
する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関す
る法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規
定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び
その介護を行う者

第 6 条第 1 項第 1 号中「施設、附属設備」を「施設等」
に改め、同項第 3 号中「許可」を「承認」に改め、同条第

2 項中 「市長」を 「指定管理者」に改める。
第 7 条中 「施設、附属設備」を 「施設等」に改める。
第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。
附 則
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 9 月 30 日 掲 示 済)

奈良市西部会館市民ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 101 号

奈良市西部会館市民ホール条例の一部を改正する条例

奈良市西部会館市民ホール条例（平成 12 年奈良市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（事業）

第 3 条 市民ホールにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、講演会等文化の振興に関すること。
- (2) 広く人々が交流する各種会議、集会等の開催に関すること。
- (3) 市民の自主的な文化活動又はふれあいの場の提供に関すること。
- (4) その他市民ホールの設置目的を達成するために必要な事業

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる市民ホールの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 市民ホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、市民ホールを管理しなければならない。
（開館時間）

第 3 条の 3 市民ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条の 4 市民ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 3 項中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同項第 2 号中 「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」を 「施設等」に改める。

第 5 条第 1 項及び同項第 4 号中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 2 項中 「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 10 条第 1 項及び第 2 項中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 4 項中 「市長」の次に 「又は指定管理者」を加える。

第 14 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とする。

別表の 1 の表中 「16: 30」を 「17: 00」に、「17: 30」を 「18: 00」に改め、同表備考 2 中 【昭和 23 年法律第 178 号】を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行った市民ホールの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った市民ホールの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日 掲 示 済)

奈良市美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 102 号

奈良市美術館条例の一部を改正する条例

奈良市美術館条例（平成 15 年奈良市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる美術館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 美術館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、美術館を管理しなければならない。

(開館時間等)

第3条の3 美術館の開館時間は午前10時から午後5時30分までとし、美術館の入館時間は午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 美術館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

(3) 12月27日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「施設又は附属設備(以下「施設等」という。)」を「施設等」に改める。

第7条第1項及び同項第4号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第11条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表備考中【昭和23年法律第178号】を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った美術館の展示室の使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った美術館の展示室の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成17年9月30日揭示済)

奈良市都祁交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年9月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第103号

奈良市都祁交流センター条例の一部を改正する条例
奈良市都祁交流センター条例(平成17年奈良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定管理者)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる交流センターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 交流センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、交流センターを管理しなければならない。

第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第4条の2 交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後9時までとする。

2 4月1日から9月30日までの間にあっては、指定管理者は、別表に掲げる施設の使用を、第5条第1項の承認を受けた者の申出により午後10時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条の3 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日(その日が国民の祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日)

(2) 第2・第4火曜日

(3) 国民の祝日

(4) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第5条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「施設又は附属設備(以下「施設等」という。)」を「施設等」に改める。

第6条第1項及び同項第4号中「市長」を「指定管理者」

に改め、同条第 2 項中 「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 11条第 1 項及び第 2 項中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条第 4 項中 「市長」の次に 「又は指定管理者」を加える。

第 15条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

別表中 【第 5 条・第 7 条関係】を 【第 4 条の 2、第 5 条、第 7 条関係】に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った交流センターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った交流センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17年 9 月 30日揭示済)

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 104号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成 9 年奈良市条例第 40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者)

第 2 条の 2 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる路外駐車場又は自動車駐車場（以下 「駐車場」という。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 駐車場の供用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び附属設備（以下 「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、駐車場を管理しなければならない。

第 3 条中 「路外駐車場又は自動車駐車場（以下これらを「駐車場」という。）」を 「駐車場」に改める。

第 3 条の 2 第 2 項中 「市長の許可」を 「指定管理者の承認」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

(入出庫時間)

第 3 条の 3 自動車を駐車場に入出庫できる時間は、次のとおりとする。

(1) J R 奈良駅第 1 駐車場及び J R 奈良駅第 2 駐車場

午前 6 時から翌日午前 0 時 30分まで

(2) 西部会館駐車場 午前 8 時から午後 11時まで

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項

の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、入出庫できる時間を変更することができる。

(休止)

第 3 条の 4 指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第 8 条第 5 号及び第 6 号中 「許可」を 「承認」に改める。

第 10条中 「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 11条を削り、第 12条を第 11条とする。

附 則

この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17年 9 月 30日揭示済)

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 105号

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自動車駐車場条例（昭和 57年奈良市条例第 24号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 6 条 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 駐車場の供用に関すること。

(2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、駐車場を管理しなければならない。

附 則

この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17年 9 月 30日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9 月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 106号

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和 59年奈良市条例第 29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者)

第 2 条の 2 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 「指定

管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、駐車場を管理しなければならない。
(開場時間及び休場日)

第2条の3 駐車場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

開 場 時 間	午前5時から翌日午前0時30分(奈良市中筋自転車駐車場については翌日午前0時45分)まで
休 場 日	1月1日から同月3日まで及び12月31日

第4条の見出しを【利用の承認】に改め、同条第1項中「市長の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「許可しない」を「承認してはならない」に改める。

第5条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第8条第5号を次のように改める。

- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第10条中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に市長が行った駐車場の利用許可及び市長に対して行われた当該利用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った駐車場の利用承認及び指定管理者に対して行われた当該利用承認の申請とみなす。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市柳生の里観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 107号

奈良市柳生の里観光施設条例の一部を改正する条例

奈良市柳生の里観光施設条例(昭和 61年奈良市条例第 8号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者)

第2条の2 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる観光施設の管

理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
- (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、観光施設を管理しなければならない。
(供用日及び供用時間)

第2条の3 観光施設の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

(1) 供用日

ア 旧柳生藩家老屋敷(以下「家老屋敷」という。)

1月5日から12月26日まで

イ 旧柳生藩陣屋跡及び柳生観光駐車場(以下「駐車場」という。) 毎日

(2) 供用時間 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、供用日及び供用時間を変更し、又は供用日であつても臨時に供用しないことができる。

第3条の見出しを【入場及び使用の承認】に改め、同条中「旧柳生藩家老屋敷(以下「家老屋敷」という。)」を「家老屋敷」に、「柳生観光駐車場(以下「駐車場」という。)」を「駐車場」に、「市長の許可」を「指定管理者の承認」に改める。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「入場許可」を「入場承認」に、「使用許可」を「使用承認」に改め、同条第2項中「入場許可」を「入場承認」に、「使用許可」を「使用承認」に改める。

第6条第5号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市観光センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 108号

奈良市観光センター条例の一部を改正する条例

奈良市観光センター条例(昭和 59年奈良市条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) センターの会議室の使用承認及び使用制限に関する
こと。

(3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」とい
う。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め
るところにより、センターを管理しなければならない。
(開館時間)

第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後9
時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 センターは、年中無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に
休館することができる。

第4条の見出しを【使用の承認】に改め、同条第1項
中「市長の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条第
2項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」
に改める。

第5条中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承
認」に改め、同条第2号中「許可」を「承認」に改める。

第9条第1項中「市長の許可」を「指定管理者の承認」
に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、
同条第4項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条中「使用許可」を「使用承認」に改める。

第13条を次のように改める。

(行為の禁止)

第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をして
はならない。

(1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行
為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物
の類を携行すること。

(3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用するこ
と。

(4) 前3号に定めるもののほか、管理に支障がある行為
をすること。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。
(入館の禁止等)

第14条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対
しては、センターの入館を禁止し、若しくは退館を命じ、
又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする
者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わ
ない者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの会議
室の使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の
申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセン
ターの会議室の使用承認及び指定管理者に対して行われ
た当該使用承認の申請とみなす。

(平成17年9月30日揭示済)

奈良市ならまち格子の家条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成17年9月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第109号

奈良市ならまち格子の家条例の一部を改正する条例
奈良市ならまち格子の家条例(平成4年奈良市条例第13
号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244
条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる格子の家の管
理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指
定管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 格子の家の利用制限に関すること。

(3) 格子の家の施設及び附属設備(以下「施設等」とい
う。)の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところ
により、格子の家を管理しなければならない。

(開館時間)

第3条の3 格子の家の開館時間は、午前9時から午後5
時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 格子の家の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23
年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とい
う。)に当たるときは、その日後において、その日に
最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当
たるときを除く。)

(3) 12月26日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に
休館し、又は開館することができる。

第4条第3号中「施設又は附属設備等」を「施設等」に
改め、同条第5号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条中 「施設又は附属設備等」を 「施設等」に改める。
第 6 条を削る。

第 7 条中 「規則で」を 「市長が」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 110号

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市観光自動車駐車場条例(平成 12年奈良市条例第 17号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者)

第 2 条の 2 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下 指定管理者)という。)に行わせるものとする。

(1) 駐車場の供用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び附属設備(以下 施設等)という。)の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、駐車場を管理しなければならない。

第 3 条の 2 中 「市長」を 「指定管理者」に改め、規則で定めるところにより」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 月ぎめにより駐車場を利用できる期間は、毎月 1 日から末日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第 178号)に規定する休日については、駐車場を利用できないものとする。

第 3 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(入出庫時間)

第 3 条の 3 自動車駐車場に入出庫できる時間は、午前 8 時から午後 8 時までとする。ただし、月ぎめにより駐車場を利用する場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、入出庫できる時間を変更することができる。

(休止)

第 3 条の 4 指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第 6 条第 5 号及び第 6 号中 「許可」を 「承認」に改める。

第 8 条中 「市長」を 「市及び指定管理者」に、「市が」を 「市及び指定管理者が」に改める。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とする。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

なら奈良館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 111号

なら奈良館条例の一部を改正する条例

なら奈良館条例(平成 12年奈良市条例第 42号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者)

第 3 条の 2 地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下 指定管理者)という。)に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 館への入館手続に関すること。

(3) 館の施設及び附属設備(以下 施設等)という。)の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、館を管理しなければならない。

(開館時間等)

第 3 条の 3 館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、午後 4 時 30 分以後の入館は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 4 館の休館日は、12月 29日から翌年 1月 3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に全部若しくは一部を休館し、若しくは開館することができる。

第 7 条第 1 号中 「施設、附属設備」を 「施設等」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中 「許可」を 「承認」に改める。

第 8 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中 「施設、附属設備」を 「施設等」に改める。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市針テラス情報館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 112号

奈良市針テラス情報館条例の一部を改正する条例

奈良市針テラス情報館条例（平成 17年奈良市条例第 41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（指定管理者）

第 4 条 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる情報館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 情報館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 情報館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、情報館を管理しなければならない。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（開館時間）

第 4 条の 2 情報館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 4 月から 10月まで 午前 9 時から午後 6 時まで
- (2) 11月から 3 月まで 午前 9 時から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 4 条の 3 情報館の休館日は、12月 31日から翌年 1 月 4 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第 2 号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 6 条第 1 項及び同項第 4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 13条中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に市長が行った情報館の P R 展示コーナーの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った情報館の P R 展示コーナーの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 113号

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成 17年奈良市条例第 42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（指定管理者）

第 3 条 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる都祁温泉フィットネスパード（以下「フィットネスパード」という。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) フィットネスパードの供用に関すること。
- (2) フィットネスパードの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、フィットネスパードを管理しなければならない。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日）

第 3 条の 2 梅の郷月ヶ瀬温泉（以下「月ヶ瀬温泉」という。）の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。

(1) 開場時間は、午前 10 時 30 分から午後 9 時までとする。ただし、入場は、午後 8 時 30 分までとする。

(2) 休場日

ア 第 1 及び第 3 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

イ 6 月及び 12月の第 1 火曜日の翌日

ウ 12月 30日から翌年 1 月 1 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、開場時間若しくは入場時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは臨時に休場し、若しくは開場することができる。

（フィットネスパードの開場時間及び休場日）

第 3 条の 3 フィットネスパードの開場時間及び休場日は、次のとおりとする。

(1) 開場時間は、午前 10 時から午後 9 時までとする。ただし、入場は、午後 8 時 30 分までとする。

(2) 休場日

ア 1 月から 4 月まで及び 6 月から 10月までの末日（その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）

イ 5 月及び 11月の末日に最も近い連続する 2 日間で、

そのいずれもが土曜日又は日曜日に当たらない日
ウ 12月 31日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開場時
間若しくは入場時間を変更し、又は休場日を変更し、若
しくは臨時に休場し、若しくは開場することができる。

第 4 条第 1 項中 「晦の郷月ヶ瀬温泉（以下 「月ヶ瀬温泉」
という。）」を 「月ヶ瀬温泉」に改める。

第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定中 「管理受託者」を
「指定管理者」に改める。

第 8 条第 1 項中 「施設又は附属設備（以下 「施設等」と
いう。）」を 「施設等」に改める。

第 10 条中 「市長」の次に 「〔フィットネスバードにおい
ては、指定管理者〕」を加える。

別表第 2 備考 6 中 「管理受託者」を 「指定管理者」に改
める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 114 号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例の一部を改正する条例

奈良市月ヶ瀬観光会館条例（平成 17 年奈良市条例第 43
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（指定管理者）

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の
2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる会館の管理に関す
る業務を同項に規定する指定管理者（以下 「指定管理者」
という。）に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 会館の利用制限に関すること。

(3) 会館の施設及び展示物（以下 「施設等」という。）
の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところ
により、会館を管理しなければならない。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（開館時間）

第 4 条の 2 会館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後
5 時 15 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間を変更することができる。

（休館日）

第 4 条の 3 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 5 条第 1 項中 「施設又は展示物（以下 「施設等」とい
う。）」を 「施設等」に改める。

第 7 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 8 条中 「規則で」を 「市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良マーチャントシードセンター条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 115 号

奈良マーチャントシードセンター条例の一部を改正
する条例

奈良マーチャントシードセンター条例（平成 3 年奈良市
条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を
第 5 号とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条
の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理
に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 「指定
管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
と。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め
るところにより、センターを管理しなければならない。

（開館時間）

第 3 条の 3 センターの開館時間は、午前 10 時から午後
8 時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用につ
いては、午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間を変更することができる。

（休館日）

第 3 条の 4 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23
年法律第 178 号）に規定する休日（以下 「休日」とい
う。）に当たるときは、その日後において、その日に
最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当
たるときを除く。）

(3) 12月 26日から翌年 1月 5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 4 条の見出しを【使用承認】に改め、同条第 1 項中
「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、
同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を
「承認」に改める。

第 5 条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中
「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 6 条の見出しを【使用承認の変更等】に改め、同条
第 1 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」
に改め、同項第 2 号中「許可」を「承認」に改め、同項第
4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中
「許可」を「承認」に改め、「市」の次に「及び指定管理者」
を加える。

第 7 条中「許可」を「承認」に改める。

第 11 条第 1 項中「市長の許可」を「指定管理者の承認」
に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、
同条第 4 項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 14 条第 3 号及び第 4 号中「許可」を「承認」に改め
る。

第 15 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

別表中「第 4 条・第 7 条」を「第 3 条の 3、第 4 条、第
7 条」に改め、同表の 1 の表備考 2 中【昭和 23 年法律第
178 号】を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用
許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、
同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使
用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の
申請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日 揭示済)

なら工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 116 号

なら工芸館条例の一部を改正する条例

なら工芸館条例(平成 12 年奈良市条例第 32 号)の一部
を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者)

第 3 条の 2 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244
条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関
する業務を同項に規定する指定管理者(以下 指定管理

者」という。)に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 館の個展展示コーナー(以下「展示コーナー」とい
う。)の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定め
るところにより、館を管理しなければならない。

(開館時間等)

第 3 条の 3 館の開館時間は、午前 10 時から午後 9 時ま
でとする。ただし、午後 8 時 30 分以後の入館は認めな
いものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時
間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 4 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23
年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」とい
う。)に当たるときは、その日後において、その日に
最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当
たるときを除く。)

(3) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 4 条の見出しを【展示コーナーの使用承認】に改め、
同条第 1 項中「館の個展展示コーナー(以下「展示コーナー」
という。)」を「展示コーナー」に、「市長」を「指定管理
者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「市長」
を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 5 条の見出しを【展示コーナーの使用の不承認】に
改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「
承認」に改める。

第 6 条の見出しを【展示コーナーの使用承認の変更等】
に改め、同条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に、「許
可」を「承認」に改め、同項第 2 号中「許可」を「承認」
に改め、同項第 4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、
同条第 2 項中「許可」を「承認」に改め、「市」の次に
「及び指定管理者」を加える。

第 7 条中「許可」を「承認」に改める。

第 11 条第 1 項中「市長の許可」を「指定管理者の承認」
に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、
同条第 4 項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 14 条第 3 号及び第 4 号中「許可」を「承認」に改める。

第 15 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

別表の 1 の表備考 2 中【昭和 23 年法律第 178 号】を削
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った展示コーナーの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った展示コーナーの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 117号

奈良市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例

奈良市農林漁業体験実習館条例（平成 17年奈良市条例第 46号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 4 条 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる体験実習館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 体験実習館の利用届の受理及び利用制限に関すること。

(3) 体験実習館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、体験実習館を管理しなければならない。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(休館日及び開館時間)

第 4 条の 2 体験実習館の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、体験実習館内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第 5 条第 1 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 6 条第 2 項及び第 3 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 10 条中「規則で」を「市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市農産物加工センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 118号

奈良市農産物加工センター条例の一部を改正する条例

奈良市農産物加工センター条例（平成 17年奈良市条例第 47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 3 条 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる加工センターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 加工センターの利用届の受理及び利用制限に関すること。

(2) 加工センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、加工センターを管理しなければならない。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(休館日及び開館時間)

第 3 条の 2 加工センターの休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、加工センター内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第 4 条第 1 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条中「規則で」を「市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市伝統的家屋交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 119号

奈良市伝統的家屋交流施設条例の一部を改正する条例

奈良市伝統的家屋交流施設条例（平成 17年奈良市条例第 49号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 3 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる交流施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者 (以下 指定管理者) という。) に行わせるものとする。

- (1) 交流施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 交流施設の施設及び附属設備 (以下 施設等) という。) の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、交流施設を管理しなければならない。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(休館日及び開館時間)

第 3 条の 2 交流施設の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、交流施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第 4 条第 1 項中 「管理受託者」を 指定管理者」に改め、同条第 2 項中 施設又は附属設備 (以下 施設等) という。) 」を 施設等」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中 「管理受託者」を 指定管理者」に改める。

第 7 条中 「市長」を 指定管理者」に改める。

第 9 条中 「規則で」を 「市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 120 号

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例の一部を改正する条例

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例 (平成 17 年奈良市条例第 50 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(指定管理者)

第 3 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる広場利用施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者 (以下 指定管理者) という。) に行わせるものとする。

- (1) 広場利用施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 広場利用施設の施設及び附属設備 (以下 施設等) という。) の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、広場利用施設を管理しなければならない。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(開場期間)

第 3 条の 2 広場利用施設の開場期間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、前項の規定により開場期間を定めたときは、広場利用施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第 4 条第 1 項中 「管理受託者」を 指定管理者」に改め、同条第 2 項中 施設又は附属設備 (以下 施設等) という。) 」を 施設等」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中 「管理受託者」を 指定管理者」に改める。

第 7 条中 「管理受託者」を 指定管理者」に改める。

第 9 条中 「規則で」を 「市長が」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市防災センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 121 号

奈良市防災センター条例の一部を改正する条例

奈良市防災センター条例 (平成 7 年奈良市条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者)

第 3 条の 2 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者 (以下 指定管理者) という。) に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備 (以下 施設等) という。) の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところによりセンターを管理しなければならない。

(開館時間等)

第 3 条の 3 センターの開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、午後 4 時以後の入館は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下 休日) という。) に当たるときは、その日後において、その日に

最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)

(3) 12月 28日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある
と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日
を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することが
できる。

第 4 条の見出しを【使用の承認】に改め、同条第 1 項
中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改
め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」
を「承認」に改める。

第 5 条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中
「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、
同条第 2 号中「施設又は附属設備(以下「施設等」という。)
」を「施設等」に改める。

第 6 条第 1 項中「許可」を「承認」に、「市長」を「指
定管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」
に改め、同条第 4 項中「市長」の次に「又は指定管理者」
を加える。

第 7 条の見出しを【使用承認の変更等】に改め、同条
第 1 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」
に改め、同条第 2 項中「許可」を「承認」に改め、「市」
の次に「及び指定管理者」を加える。

第 10 条並びに第 11 条第 3 号及び第 4 号中「許可」を
「承認」に改める。

第 12 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの研修
室又は多目的ホールの使用許可及び市長に対して行われ
た当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管
理者が行ったセンターの研修室又は多目的ホールの使用
承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申
請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 122 号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例(昭和 39 年奈良市条例第 13 号)の一
部を次のように改正する。

第 1 条中「公民館」の次に「及び分館」を加える。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。

名 称	位 置
西部公民館学園大和分館	奈良市学園大和町一丁目 18 番地
南部公民館精華分館	奈良市高樋町 64 番地の 1
南部公民館東九条分館	奈良市東九条町 31 番地
南部公民館明治分館	奈良市北永井町 50 番地 の 2
三笠公民館大安寺西分館	奈良市四条大路南町 1 番 22 号
田原公民館横田分館	奈良市横田町 33 番地の 1
田原公民館水間分館	奈良市水間町 98 番地の 1
田原公民館杣ノ川分館	奈良市杣ノ川町 69 番地
富雄公民館元町分館	奈良市富雄北二丁目 2 番 8 号
柳生公民館興ヶ原分館	奈良市興ヶ原町 34 番地 の 1
柳生公民館邑地分館	奈良市邑地町 45 番地の 4
柳生公民館丹生分館	奈良市丹生町 84 番地
柳生公民館北野山分館	奈良市北野山町 72 番地
若草公民館佐保分館	奈良市法蓮町 29 番地の 3
興東公民館東里分館	奈良市須川町 77 番地
興東公民館狭川分館	奈良市下狭川町 3,10 番 地の 2
興東公民館大平尾分館	奈良市大平尾町 47 番地
春日公民館西木辻分館	奈良市西木辻町 20 番地 の 67
春日公民館大安寺分館	奈良市大安寺四丁目 4 番 34 号
春日公民館済美南分館	奈良市南京終町七丁目 55 番地の 3
二名公民館二名分館	奈良市二名一丁目 2,400 番地の 4
二名公民館西登美ヶ丘分館	奈良市西登美ヶ丘五丁目 3 番 9 号
京西公民館平松分館	奈良市平松一丁目 24 番 1 号
伏見公民館あやめ池分館	奈良市あやめ池南一丁目 7 番 62 号
平城公民館歌姫分館	奈良市歌姫町 1,09 番地
飛鳥公民館白毫寺分館	奈良市白毫寺町 5 番地の 2
都跡公民館佐紀分館	奈良市佐紀町 3,08 番地
都跡公民館尼辻分館	奈良市四条大路五丁目 2 番 44 号

第 2 条第 3 項を削り、同条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者)

第 2 条の 2 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる公民館及び分館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者 (以下 「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

- (1) 公民館及び分館の事業の実施に関すること。
- (2) 公民館及び分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 公民館及び分館の施設及び附属設備 (以下 「施設等」という。) の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより、公民館及び分館を管理しなければならない。

(開館時間)

第 2 条の 3 公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

2 分館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(休館日)

第 2 条の 4 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日 (月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。)
- (4) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 分館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

第 6 条中 「公民館」の次に 「及び分館」を加え、 「教育委員会」を 「指定管理者」に改める。

第 7 条中 「教育委員会」を 「指定管理者」に改め、 「公民館」の次に 「及び分館の」を加える。

第 8 条第 1 項並びに同項第 1 号及び第 2 号中 「教育委員会」を 「指定管理者」に改め、同条第 2 項中 「公民館」の次に 「及び分館」を、 「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 10 条中 「公民館」の次に 「及び分館」を加える。

第 11 条第 1 項中 「公民館」の次に 「及び分館」を加え、 「施設又は附属設備 (以下 「施設等」という。) 」を 「施設等」に改める。

第 12 条中 「公民館」の次に 「及び分館」を加える。

第 13 条中 「教育委員会」を 「指定管理者」に改め、 「公民館」の次に 「及び分館」を加える。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に教育委員会が行った公民館の使用承認及び教育委員会に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った公民館の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日 掲 示 済)

奈良市青年の家交楽館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 123 号

奈良市青年の家交楽館条例の一部を改正する条例

奈良市青年の家交楽館条例 (昭和 51 年奈良市条例第 41 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「奈良市半田開町 18 番地の 2 」を 「奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 1 号」に改める。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者)

第 3 条の 2 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる交楽館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者 (以下 「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 交楽館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 交楽館の施設及び附属設備 (以下 「施設等」という。) の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより、交楽館を管理しなければならない。

(開館時間)

第 3 条の 3 交楽館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 4 交楽館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する国民の祝日 (以下 「国民の祝日」という。) に当たるときはその翌日、前日及び翌日が国民の祝日に当たるときはその翌々日)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (以下 「休日」という。) の翌日 (その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)
- (3) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある

と認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 5 条の見出しを【使用承認】に改め、同条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 3 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同項第 3 号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 6 条の見出しを【使用承認の取消し等】に改め、同条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用許可」を「使用承認」に改め、同項第 3 号中「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「許可」を「承認」に改め、市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 9 条第 3 号及び第 4 号中「許可」を「承認」に改める。
第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

別表中「第 7 条関係」を「第 3 条の 3・第 7 条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に教育委員会が行った交楽館の使用許可及び教育委員会に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った交楽館の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 124 号

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例（平成 12 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるキャンプフィールドの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（1）前条に規定する事業の実施に関すること。

（2）キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。

（3）キャンプフィールドの施設及び附属設備等（以下

施設等」という。）の維持管理に関すること。

（4）その他教育委員会が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより、キャンプフィールドを管理しなければならない。

（開所日及び開所時間）

第 3 条の 3 キャンプフィールドの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

（1）開所日

ア 4 月 1 日から 7 月 20 日まで及び 9 月 1 日から 11 月 30 日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
イ 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

（2）開所時間 終日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開所日若しくは開所時間を変更し、又は臨時に休所し、若しくは開所することができる。

第 4 条第 4 号中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 5 条の見出しを【使用承認】に改め、同条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 6 条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 3 号中「施設又は附属施設（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

第 7 条の見出しを【使用承認の取消し等】に改め、同条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）承認を受けた使用目的以外に使用したとき。

第 7 条第 2 項中「許可」を「承認」に改め、市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 8 条中「許可」を「承認」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 10 条 使用者は、キャンプフィールドを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に教育委員会が行ったキャンプフィールドの使用許可及び教育委員会に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったキャンプフィールドの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 125号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和 60年奈良市条例第 24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者）

第 2 条の 2 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより、体育施設を管理しなければならない。

（供用日及び供用時間）

第 2 条の 3 体育施設の供用日及び供用時間は、別表第 1 の 2 のとおりとする。

2 指定管理者（奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、教育委員会。次条、第 4 条第 1 項及び第 8 条第 1 項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。

第 3 条中「奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改める。

別表第 1 の 2（第 2 条の 3 関係）

第 4 条の見出しを「〔使用承認の基準〕」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「承認しない」を「承認してはならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教育委員会は、特に必要があると認めた場合は、指定管理者に使用の承認について指示することができる。

第 8 条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第 2 号中「第 4 条各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 10 条を削る。

第 11 条中「前条」を「第 2 条の 2」に、「管理を委託した」を「指定管理者が管理に関する業務を行う」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条を第 11 条とする。

別表第 1 野球場の部奈良市鴻ノ池球場の項中「奈良市法蓮町 1,661 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 3 番 1 号」に改め、同表体育館の部奈良市中央体育館の項中「奈良市法蓮町 1,516 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号」に改め、同部奈良市中央第二体育館の項中「奈良市法蓮町 1,516 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 1 号」に改め、同表陸上競技場の部奈良市鴻ノ池陸上競技場の項中「奈良市法蓮町 1,530 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 5 番 1 号」に改め、同表庭球場の部奈良市鴻ノ池コートの項中「奈良市法蓮町 1,530 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 9 番 1 号」に改め、同表武道場の部奈良市中央武道場の項中「奈良市法蓮町 1,516 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 2 号」に改め、同部奈良市中央第二武道場の項中「奈良市法蓮町 1,530 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 3 号」に改め、同表弓道場の部奈良市弓道場の項中「奈良市半田開町 47 番地の 1」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 2 号」に改め、同表相撲場の部奈良市鴻ノ池相撲場の項中「奈良市法蓮町 1,530 番地」を「奈良市法蓮佐保山四丁目 8 番 9 号」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

施設の種別		供 用 日	供用時間
野球場		水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日。ただし、南部体育館は、休日、日曜日、毎月の第1土曜日及び第3土曜日並びに12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで
体育館			午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで
武道場			
弓道場			
クラブハウス			午前9時から午後5時まで
陸上競技場			
プール	屋外プール	7月21日から8月31日まで。ただし、水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後に	午前9時から午後5時まで

		おいて、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)を除く日	
	ならやま屋内温水プール	月曜日、休日の翌日(日曜日及び火曜日を除く。)及び 12月 29日から翌年 1月 3日までを除く日	午後 1時から午後 9時まで(日曜日、土曜日及び休日は、午前 9時から午後 9時まで、水曜日は、午前 9時から午後 5時まで)。ただし、個人使用の場合は、その時間の中で教育委員会が定める時間
	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)及び 12月 26日から翌年 1月 5日までを除く日	午前 9時から午後 9時まで。ただし、個人使用の場合は、その時間の中で教育委員会が定める時間
球技場		水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。)及び 12月 26日から翌年 1月 5日までを除く日	午前 9時から午後 5時まで。ただし、柏木球技場は、午前 9時から午後 9時まで、奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁球技場は、午前 9時から午後 10時まで
相撲場			
庭球場			
ゲートボール場			
多目的コート			

別表第 2 備考 3 中【昭和 23 年法律第 178 号】を削る。
別表第 11 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に教育委員会が行った体育施設(奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。)の使用承認及び教育委員会に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った当該体育施設の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 126 号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティスポーツ施設条例(昭和 61 年奈良市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者)

第 2 条の 2 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるスポーツ施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより、スポーツ施設を管理しなければならない。

(供用日及び供用時間)

第 2 条の 3 スポーツ施設は、年中無休とする。ただし、プールの供用日は、7 月 21 日から 8 月 31 日までとする。

2 スポーツ施設の供用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、プールの供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、若しくは休場し、又は供用時間を変更することができる。

第 3 条中 「奈良市教育委員会（以下 「教育委員会」という。）」を 「指定管理者」に改める。

第 4 条中 「教育委員会」を 「指定管理者」に、「承認しない」を 「承認してはならない」に改める。

第 8 条第 1 項中 「教育委員会」を 「指定管理者」に改め、同条第 2 項中 「市」の次に 「及び指定管理者」を加える。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

別表第 3 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に教育委員会が行ったスポーツ施設の使用承認及び教育委員会に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったスポーツ施設の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市文化財保存公開施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 127 号

奈良市文化財保存公開施設条例の一部を改正する条例

奈良市文化財保存公開施設条例（平成 17 年奈良市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（指定管理者）

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる上深川歴史民俗資料館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下 「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（1）前条に規定する事業の実施に関すること。

（2）使用承認申請の受付に関すること。

（3）施設、保管資料等（以下 「施設等」という。）の維持管理に関すること。

（4）その他教育委員会が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより、上深川歴史民俗資料館を管理しなければならない。

第 5 条第 3 項第 2 号中 「施設、保管資料等（以下 「施設等」という。）」を 「施設等」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 128 号

奈良市墓地条例の一部を改正する条例

奈良市墓地条例（昭和 43 年奈良市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市納骨堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 129 号

奈良市納骨堂条例の一部を改正する条例

奈良市納骨堂条例（昭和 43 年奈良市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 130 号

奈良市児童遊園条例の一部を改正する条例

奈良市児童遊園条例（昭和 39 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 131 号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例（昭和 59 年奈良市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項第 1 号ア中 「次条」を 「第 5 条」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削り、第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間及び休館日）

第 4 条の 3 総合福祉センターの開館時間及び休館日は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、総合福

祉センター（みどりの家はり・きゆう治療所を除く。）の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、みどりの家はり・きゆう治療所の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは別表第 1（第 4 条の 3 関係）

開館することができる。

第 18 条及び第 19 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表の 1 の表備考 3 中【昭和 23 年法律第 178 号】を削り、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

施 設 名		開館時間	休 館 日
障がい者福祉センター みどりの家	みどりの家福祉センター	午前 9 時から午後 9 時まで (水曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで)	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）の翌日（日曜日及び火曜日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
	みどりの家歯科診療所	午前 9 時から正午まで	(1) 日曜日から水曜日まで、金曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。） (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
	みどりの家はり・きゆう治療所	午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
	福祉ホール	午前 9 時から午後 9 時まで (水曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで)	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日の翌日（日曜日及び火曜日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
授産施設みどりの家		午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
野鳥の森		午前 10 時から午後 4 時まで	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日の翌日（日曜日及び火曜日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
体育館		午前 9 時から午後 9 時まで (水曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで)	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日の翌日（日曜日及び火曜日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日揭示済)

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 132 号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成 16 年奈良市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条の次に次の 2 条を加える。

(開館時間)

第 4 条の 2 センターの開館時間は、次項に定めるものを除き、午前 9 時から午後 5 時まで（第 2・第 4 土曜日は、午前 9 時から午後 9 時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

2 第 3 条第 3 号に掲げる事業の実施に係る開館時間は、

午前 8 時 30分から午後 5 時 15分までとする。ただし、市長は、必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休 館 日)

第 4 条の 3 センターの休館日は、次項に定めるものを除き、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日及び火曜日に当たるときを除く。）

- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 第 3 条第 3 号に掲げる事業の実施に係る休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に施設の全部若しくは一部を休館し、若しくは開館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日 掲 示 済)

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 133 号

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市老人福祉センター条例（昭和 43 年奈良市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

第 2 条の 2 第 3 項及び第 4 項を削り、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(事 業)

第 2 条の 2 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 老人の健康相談及び身上相談に関すること。
- (2) 老人の教養向上のための講座の開催に関すること。
- (3) レクリエーション、趣味活動等の指導促進に関すること。
- (4) 万年青年クラブ活動の指導育成に関すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

事業

第 2 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

(休 館 日)

第 2 条の 4 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日の翌日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用 時 間)

第 2 条の 5 センターの使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、浴室については、日曜日、火曜日、水曜日及び金曜日の午前 11 時から午後 4 時（11 月から翌年 3 月までは午後 3 時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項の使用時間を変更することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日 掲 示 済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 134 号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成 8 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(指 定 管 理 者)

第 2 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる会館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 会館の使用に関すること。
- (2) 会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、会館を管理しなければならない。

(休 館 日 及 び 開 館 時 間)

第 2 条の 3 会館の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、会館内において使用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 9 月 30 日 掲 示 済)

奈良市北部会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 135号

奈良市北部会館条例の一部を改正する条例

奈良市北部会館条例（平成 16年奈良市条例第 17号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（事業）

第 5 条 市民文化ホールにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、講演会等文化の振興に関すること。
- (2) 広く人々が交流する各種会議、集会等の開催に関すること。
- (3) 市民の自主的な文化活動又はふれあいの場の提供に関すること。
- (4) その他市民文化ホールの設置目的を達成するために必要な事業

第 6 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

第 6 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条の次に次の 2 条を加える。

（開館時間）

第 6 条の 2 市民文化ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 6 条の 3 市民文化ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

別表の 1 の表中「16: 30」を「17: 00」に、「17: 30」を「18: 00」に改め、同表備考 2 中【昭和 23 年法律第 178 号】を削る。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市グリーンホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 136号

奈良市グリーンホール条例の一部を改正する条例

奈良市グリーンホール条例（平成 16 年奈良市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条の次に次の 2 条を加える。

（開館時間）

第 4 条の 2 ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、多目的ホールの使用については、午後 9 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 4 条の 3 ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日（月曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。）
- (4) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17 年 9 月 30 日揭示済）

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 9 月 30 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第 137号

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

（開館時間）

第 3 条の 3 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日及び休日に当たるときを除く。)
- (3) 12月 26日から翌年 1月 5日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第 4 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条第 1 項及び同項第 4 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 10条第 1 項及び第 2 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 4 項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第 14条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 15条を削り、第 16条を第 15条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(平成 17年 9月 30日揭示済)